

伯監第23号
令和5年1月4日

伯耆町長 森安保様

伯耆町監査委員 井上 望

伯耆町監査委員 細田 栄

監査結果報告書



標記の結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の種類 監査基準第2条第1項第2号 行政監査

2 監査の概要

①監査実施日 令和4年12月23日

②対象及び期間及び所管課（産業課）、提出資料（別紙のとおり）

- ・中山間地域等直接支払交付金事業（令和元年度～令和4年度）
- ・担い手育成に関する事業の状況
- ・荒廃農地の現状
- ・草刈り機の購入及び利用状況（令和3～4年度事業）

③着眼点

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう^し、その組織及び運営の合理化に努めているか確認。

3 検査の結果及び意見

農業経営の安定、継続を維持するため、中山間地域等直接支払い交付金事業や担い手農業者支援事業、遊休農地の現状及び新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金で購入したラジコン式草刈り機貸出状況を確認した。

中山間地域等直接支払交付金事業は水田のみが対象となっており、畑地に対する支援が無い状況である。畑地の荒廃が進んでいるが、国営農地開発事業の丸山団地は採草地に用途変更し適正に管理されている。

一本松団地は荒廃が進んでいるが、近年ワイン造りのぶどう園やキャベツ栽培の希望があり、農地の貸し借りを支援するなど、若者の農業参入を支援している。

今後も畑地の有効活用に努められたい。

農業の担い手育成については、法人化や認定農業者の数が順調に増加しているが、

一方では設立が古い農業法人では高齢化と人材不足により事業継続が難しくなっている。人材の確保と、認定農業者の育成に努め、地域農業が維持できるよう努められたい。

リモコン草刈機は好評のようであるが、個人で導入するには投資額が大きい。現状のリース方式を維持しながら農業法人や認定農業者など規模の大きい農家への補助制度を活用して、導入を推進されたい。

地域農業の振興、耕作放棄地の解消のため様々な国の事業を活用して、努力されていることを認めた。

4 合議により決定することができなかった事項 なし